

〔対 象〕

文化芸術活動を主たる目的とするものが助成の対象となります。
例：絵画・工芸・合唱・オペラ・演劇・バレエ・短歌・郷土芸能 等

〔交付基準額〕

自己負担額を基礎として助成金交付見込額（助成交付基準額）を選択してください。

・文化団体等支援事業

自己負担額	助成金交付基準額	
	一般団体等	大学生等の学生団体
20万円以上70万円未満	5万円以内	3万円以内
70万円以上100万円未満	7万円以内	
100万円以上	10万円以内	

- ・文化団体等震災復興支援事業
- ・文化団体等人材育成支援事業
- ・文化団体等地域連携支援事業

自己負担額	助成金交付基準額
20万円以上70万円未満	7万円以内
70万円以上100万円未満	10万円以内
100万円以上	20万円以内

・文化団体海外公演等支援事業

自己負担額	助成金交付基準額
20万円以上100万円未満	10万円以内
100万円以上200万円未満	20万円以内
200万円以上300万円未満	25万円以内
300万円以上	30万円以内

※助成金の総額が予算の範囲を超える場合は減額となることがあります。
※4千円以上の入場料を徴する事業については、減額となる場合があります。
また、決算が予算に対し著しく減少した場合は減額となることがあります。

申請書等は下記ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

問い合わせ先

公益財団法人宮城県文化振興財団

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目3-7

TEL:022(225)8641 FAX:022(223)8728

HP <http://miyagi-hall.jp/foundation/support>

Email kenmin@miyagi-hall.jp



公益財団法人 宮城県文化振興財団

令和3年度 助成支援事業

公益財団法人宮城県文化振興財団では、地域文化の振興及び文化芸術活動の一層の活性化を図るため、県内の文化芸術団体等が行う文化事業に対して助成・支援を行います。

助成金の交付申請について

受付期間内に、交付申請書（様式第1号）及び申請に必要な資料等を財団事務局に提出願います。

上期事業は令和3年4月1日～9月30日までに

下期事業は令和3年10月1日～令和3年3月31日までに

実施する事業です。

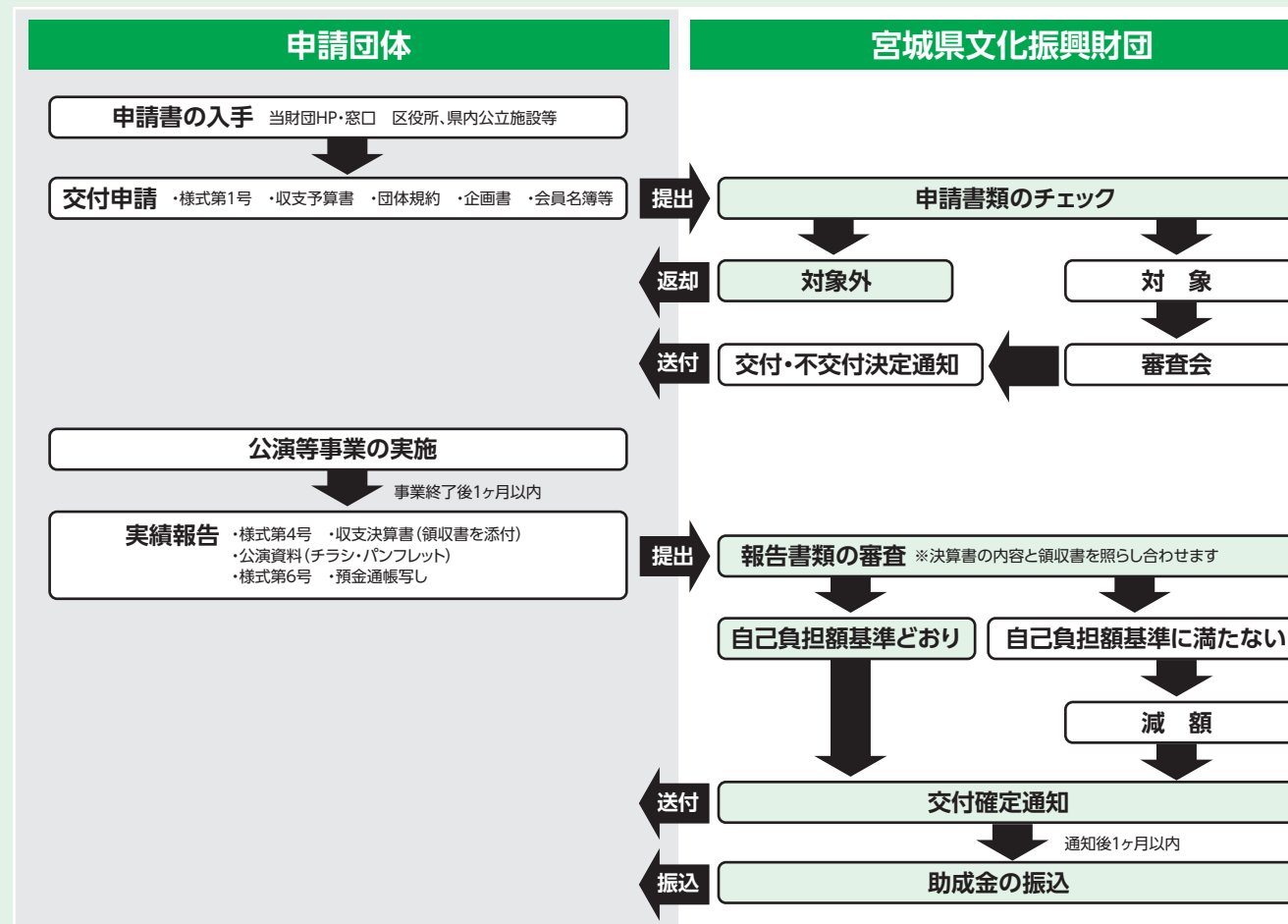
受付期間	【上期事業】令和2年12月1日～15日（休館日：12月9日を除く） 【下期事業】令和2年 6月1日～15日（休館日： 6月9日を除く） の期間申請を受け付けいたします。（厳守）
受付時間	午前9時～午後5時まで

助成金の交付決定について

助成金審査会を経てから予算の範囲内で交付決定することとなります。

（助成金は申請受付がなされても、助成金額の減額または採択されない場合もありますので、御了承ください。）

助成金申請から交付確定までの流れ



助成金交付について **各年度、1団体(個人)1事業**

	文化団体等支援事業	文化団体等震災復興支援事業	文化団体等人材育成支援事業	文化団体等地域連携支援事業	文化団体海外公演等支援事業	地域文化振興事業
対象者		各種の文化芸術活動を主たる目的としている団体又は個人(以下「文化団体」という。)で、次の要件を満たしているもの。 ①県内に住所又は活動の本拠を有すること。 ②団体にあっては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。 ③一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。 ※株式会社等の営利団体は除く。				各種の文化芸術活動を主たる目的としている団体(以下「文化団体」という。)で、次の要件を満たしているもの。 ①文化団体等支援事業対象者に該当し、かつ、宮城県内の広域的な文化団体であること。 ②事業内容が宮城県内の広域に及ぶものと認められる文化団体であること。
対象事業	1.文化団体等が 県内外 で実施するもの。 文化芸術活動事業(出版事業を除く。)で、広く公開され、助成を受けられないと事業遂行が困難と認められるもの。 2.文化芸術活動のうち出版事業(刊行されたもの。)に係わる次の事業 ①広く一般県民から作品等を募集し、編集・刊行する総合文芸誌等 ②郷土史、民俗、伝説等の郷土研究誌	文化芸術活動事業で、東日本大震災の復興に寄与するものと特に認められるもの。 例 ①被災地での開催事業で、被災地を元気づける事業(○○復興支援事業、心を癒す演奏会など) ②震災復興支援を目的とする事業で、被災者の方々を招待し、心の支援などを行う事業(被災者支援○○公演事業、被災者支援○○鑑賞事業など) ③文化芸術による復興支援をテーマとする講演会、パネルディスカッションなど	文化芸術活動事業で、県内の若手・新人アーティストの人材育成に寄与するものと特に認められるもの。 例 ①子どもや青少年のための鑑賞公演・講座、伝統芸能に関わる講座、スキルを高める講座などの人材育成に寄与する事業 ②セミナー、ワークショップなどを開催し、人材育成に寄与する事業(○○のためのセミナーなど)	文化芸術活動事業で、 県内外 の文化団体等の地域間連携に寄与するものと特に認められるもの。 例 ①行政区域の異なる文化団体が、連携を図って、共催して行う事業(○○合同(共催)公演、○○合同(共催)展覧会など) ②交流事業の開催で、各文化団体による事業開催の際に、互いに交流を図って地域連携、会員の相互交流などを図るもの(○○祭りなどでの相互派遣による交流事業など)	1.文化団体等が国際文化交流の一環として外国において実施する文化芸術活動事業 2.文化団体等が国際文化交流の一環として外国の文化団体等を招へいして実施する次の事業 ①音楽公演事業 ②演劇公演事業 ③舞踊公演事業 ④美術展覧事業 ⑤その他特に必要と認める事業	特色のある文化活動事業で、本県の文化発信力を高め、文化の振興に寄与するもの、又は本県の震災復興、人材育成、地域連携のいずれかに寄与し、財団が共催することがふさわしいと認められるもの。
対象経費	1.文化芸術活動事業(出版事業を除く。)会場使用料(付帯設備料含む。)、出演料、講師謝礼金、会場整理員賃金、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、宣伝費、旅費交通費等 2.出版事業 印刷製本費	会場使用料(付帯設備料を含む。)、出演料、講師謝礼金、会場整理員賃金、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、宣伝費、旅費交通費等				
限度額	自己負担額(出版事業については、印刷製本費に係る自己負担額)が20万円以上のもので、10万円を限度とする。	自己負担額が20万円以上のもので、20万円を限度とする。				自己負担額が20万円以上のもので、30万円を限度とする。 100万円を限度とする。

対象とならない事業

- ①興行その他専ら営利、宣伝を目的とするもの
- ②専ら文化団体等を招へいして行う事業又はこれに準ずると認められる事業
(「文化団体海外公演等支援事業」を除く)
- ③特定の政治又は宗教活動を目的とするもの
- ④文化祭などの学内行事
- ⑤趣味又はカルチャー教室等の会員等に参加が限定される発表の場としての事業
(教室、講座、スタジオ等の開設(開催)又は運営を目的とした事業)
- ⑥事業の内容が自己宣伝(一流一派)の色彩の強いもの及びその目的が会員等の研修の域にとどまるもの
- ⑦文化講演会等開催事業
- ⑧助成金交付見込額を含めた自己負担額が20万円未満となる事業
- ⑨宮城県の助成を受けているもの
- ⑩個人又は団体の出演料が、全事業費の2分の1を超える事業
- ⑪チャリティーなど、芸術文化振興以外の目的を主とした事業
- ⑫公共の文化施設の管理を行う団体等が当該施設を利用して実施する事業

対象とならない経費

- ①恒常的な運営費、定例会費及び人件費
- ②パーティ費用、弁当代等の飲食費
- ③団体又は個人の備品や資産として認められる経費
(衣装代、楽譜代等)
- ④有料頒布する場合のプログラム・図録等の作成費等
- ⑤賞金や賞品及び記念品、副賞等にかかる経費
- ⑥本来、製作者又は出品者が負担すべきと判断される経費
(ヘアメイク代等)
- ⑦申請者ご本人が出演者として出演する際の出演料または謝礼
- ⑧会員に対する謝礼やアルバイト代
- ⑨事業終了後に発送する礼状や報告書の作成代、送付代
- ⑩主催者の交通費(県外公演は除く)
- ⑪領収書のないもの、申請者以外の名前の領収書

助成回数の制限について

平成26年度より助成回数の制限を設けました。

- ・文化団体等支援事業
- ・文化団体等震災復興支援事業
- ・文化団体等人材育成支援事業
- ・文化団体等地域連携支援事業

上記事業について、同じ事業で本助成を受けられるのは、**連続しているかどうかを問わず5回までです。**

※**ただし、経過措置として平成25年度までに5回以上助成金を受けている団体(個人)は、1回まで申請が可能**です。

※また、活動の節目にあたる年(10年刻み)の事業については、この限りではありません。

県外で行う事業の助成について

平成28年度から

- ・文化団体等支援事業
- ・文化団体等地域連携支援事業

については、県外で行われる事業も対象とします。

平成27年度までに「文化団体等支援事業」で5回以上助成を受けている団体でも《県外で行う事業に限り》、新たに5回まで助成を受けられます。